

銚田・大洗広域事務組合特定事業主行動計画

令和3年7月1日

銚田・大洗広域事務組合管理者

1 計画策定の趣旨

平成15年7月、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的とした「次世代育成支援対策推進法」（平成15年法律第120号。以下「次世代育成支援法」という。）が制定されました。また、平成27年9月には、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって豊かで活力ある社会を実現することを目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）が制定されました。

両法では、地方公共団体等を特定事業主と定め、1つの事業主としての立場から行動計画を策定し、公表することを求めています。

次世代育成支援や仕事と生活の調和の実現、女性の活躍推進に向けては、共通する背景や課題が多く、一体的に取り組むことが効果的・効率的と考えられることから、両法に基づく特定事業主行動計画を一体的に定め、全ての職員が能力を發揮できる職場環境づくりを進めていきます。

2 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とし、必要に応じ適宜見直すものとします。

3 計画の推進体制等

- (1) 職員に対し、次世代育成支援法及び女性活躍推進法に関する情報提供等を実施します。
- (2) 職員は、次世代育成支援法及び女性活躍推進法の主旨を理解し、本計画の実施に努めます。
- (3) 本計画に基づく取組の実施状況や数値目標の達成状況等をホームページへの掲載等により公表します。

4 目標及び取組内容

(1) 時間外勤務の縮減

令和7年度に向けての目標

- ・職員1人当たりの時間外勤務時間数について、月平均11時間以下を目指します。

目標達成のための取組

- ・仕事と生活の調和の実現の視点から働き方を見直し、時間外勤務の縮減について職員が認識を深めるよう啓発します。
- ・限られた時間の中で効率的に業務が遂行されるよう、仕事の進め方や処理方法等について点検を行います。
- ・所属長は、必要に応じて職員間の応援体制を組むなど、業務の改善や効率化を推進します。

(2) 年次休暇の取得促進

令和7年度に向けての目標

- ・職員1人当たりの年次休暇取得日数について、年11日以上を目指します。

目標達成のための取組

- ・職員が年間の年次休暇取得目標日数を設定し、その確実な実行を図ります。
- ・所属長は、職員の年次休暇の取得状況を把握するとともに、自ら率先して取得するなど、休暇を取得しやすい職場の雰囲気づくりに努めます。
- ・子供の健康診断や授業参観等の学校行事、子供が関連する地域行事などに積極的に参加できるよう、年次休暇の取得を促進します。

(3) ハラスメント防止対策の推進

令和7年度に向けての目標

- ・ハラスメントを受けたと感じる職員の割合について、0%を目指します。

目標達成のための取組

- ・ハラスメントに関する研修に参加し、ハラスメント防止に係る認識を深めます。
- ・日頃から相談しやすい雰囲気をつくり、気軽に相談できる職場環境を整備します。
- ・ストレスチェックの活用などにより、日頃からハラスメントの兆候を早期に探知し、初期段階で対応していきます。